

葉山町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

葉山町小児の医療費の助成に関する条例(平成24年葉山町条例第16号)の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和5年2月9日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

町の小児医療費助成の対象年齢を、中学校卒業程度から満18歳に引き上げるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

葉山町小児の医療費の助成に関する条例（平成 24 年葉山町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

葉山町子どもの医療費の助成に関する条例

本則中「小児」を「子ども」に改める。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この条例において「子ども」とは、満 18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までにある者をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の葉山町子どもの医療費の助成に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例第 6 条の規定により新たに対象者となる者に係る医療証の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

- 4 葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年葉山町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

町長	葉山町小児の医療費の助成に関する条例（平成24年葉山町条例第16号）による小児の医療費の助成に関する事務
----	--

を

「

町長	葉山町子どもの医療費の助成に関する条例（平成24年葉山町条例第16号）による子どもの医療費の助成に関する事務
----	--

に改める。

」

別表第2中 「小児の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」 を 「子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」

に、 「葉山町小児の医療費の助成に関する条例による小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」 を 「葉山町子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」 に改める。

条例の概要

題 名

葉山町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

町の小児医療費助成の対象年齢を中学校卒業程度から満 18 歳に引き上げることに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 対象年齢を引き上げることに伴い、条例中で使用する「小児」の字句を「子ども」に改めた。
- (2) 医療費の助成の対象となる「子ども」の定義を「満 18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までにある者」とした。
- (3) 従前のおり通院・入院ともに所得制限は無しとした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとした。
- (2) この条例による改正後の条例により新たに医療費助成の対象者となる者に係る医療証の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとした。
- (3) 本条例を引用している条例の字句を整理することとした。

葉山町小児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町<u>子ども</u>の医療費の助成に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、<u>子ども</u>に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もって<u>子ども</u>の健康の増進に資することを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この条例において「<u>子ども</u>」とは、満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>子どもを養育している者</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) <u>子ども</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない<u>子ども</u>を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>3 前項各号の「父」には、母が当該<u>子ども</u>を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p> <p>4 第2項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である<u>子ども</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該<u>子ども</u>の生計を維持する程度の高い者が当該<u>子ども</u>を養育しているものとみなす。</p>	<p>葉山町<u>小児</u>の医療費の助成に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、<u>小児</u>に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もって<u>小児</u>の健康の増進に資することを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この条例において「<u>小児</u>」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部の課程を卒業又は修了する日の属する月(以下この項において「卒業月」という。)の末日までにある者(その者が卒業月の末日以前から卒業月の翌月の初日以後も引き続き入院している場合には、その退院の日までにある者)をいう。ただし、当該卒業月の末日又は当該退院の日が満18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達する日の属する月の末日までにある者をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>小児を養育している者</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) <u>小児</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない<u>小児</u>を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>3 前項各号の「父」には、母が当該<u>小児</u>を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p> <p>4 第2項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である<u>小児</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該<u>小児</u>の生計を維持する程度の高い者が当該<u>小児</u>を養育しているものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p>5 この条例において「医療費」とは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）によって算定された額（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合には、その算定方法によって算定された額）をいう。</p> <p>（対象者）</p>	<p>5 この条例において「医療費」とは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）によって算定された額（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合には、その算定方法によって算定された額）をいう。</p> <p>（対象者）</p>
<p>第3条 この条例により<u>子ども</u>の医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている<u>子ども</u>を養育している者で、その養育する<u>子ども</u>の疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。</p>	<p>第3条 この条例により<u>小児</u>の医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている<u>小児</u>を養育している者で、その養育する<u>小児</u>の疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。</p>
<p>2 前項に規定する<u>子ども</u>の疾病又は負傷には、次に掲げる<u>子ども</u>に係る疾病又は負傷は含まない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている<u>子ども</u></p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療を受給している<u>子ども</u></p> <p>(3) 葉山町心身障害者医療費助成規則（昭和52年葉山町規則第1号）による助成を受けることができる<u>子ども</u></p> <p>(4) 葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則（平成4年葉山町規則第5号）による助成を受けることができる<u>子ども</u></p> <p>（助成の範囲）</p>	<p>2 前項に規定する<u>小児</u>の疾病又は負傷には、次に掲げる<u>小児</u>に係る疾病又は負傷は含まない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている<u>小児</u></p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療を受給している<u>小児</u></p> <p>(3) 葉山町心身障害者医療費助成規則（昭和52年葉山町規則第1号）による助成を受けることができる<u>小児</u></p> <p>(4) 葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則（平成4年葉山町規則第5号）による助成を受けることができる<u>小児</u></p> <p>（助成の範囲）</p>
<p>第4条 町長は、<u>子ども</u>の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、法令の規定によって<u>子ども</u>に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。</p> <p>（助成の方法）</p>	<p>第4条 町長は、<u>小児</u>の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、法令の規定によって<u>小児</u>に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。</p> <p>（助成の方法）</p>

改正後	改正前
<p>第5条 <u>子ども</u>の医療費の助成は、病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）に対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、町長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。</p>	<p>第5条 <u>小児</u>の医療費の助成は、病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）に対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、町長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、直接対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。 （医療証の交付）</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、直接対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。 （医療証の交付）</p>
<p>第6条 <u>子ども</u>の医療費の助成を受けようとする対象者は、規則の定めるところにより町長に申請し、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。 （届出義務）</p>	<p>第6条 <u>小児</u>の医療費の助成を受けようとする対象者は、規則の定めるところにより町長に申請し、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。 （届出義務）</p>
<p>第7条 対象者は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則の定めるところにより、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。 （譲渡又は担保の禁止）</p>	<p>第7条 対象者は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則の定めるところにより、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。 （譲渡又は担保の禁止）</p>
<p>第8条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。 （損害賠償との調整）</p>	<p>第8条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。 （損害賠償との調整）</p>
<p>第9条 町長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において医療費の助成を行わず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。 （助成費の返還）</p>	<p>第9条 町長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において医療費の助成を行わず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。 （助成費の返還）</p>
<p>第10条 町長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。 （委任）</p>	<p>第10条 町長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。 （委任）</p>
<p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表【附則】

改正後		改正前	
葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1（第4条関係）		葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
町長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務	町長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務
町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務	町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務
町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務	町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務
町長	葉山町心身障害者医療費助成規則（昭和52年葉山町規則第1号）による心身障害者医療費助成に関する事務	町長	葉山町心身障害者医療費助成規則（昭和52年葉山町規則第1号）による心身障害者医療費助成に関する事務
町長	葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による重度障害者住宅設備改造の助成に関する事務	町長	葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による重度障害者住宅設備改造の助成に関する事務
町長	葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務	町長	葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務
町長	葉山町子どもの医療費の助成に関する条例（平成24年葉山町条例第16号）による子どもの医療費の助成に関する事務	町長	葉山町小児の医療費の助成に関する条例（平成24年葉山町条例第16号）による小児の医療費の助成に関する事務
町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則（平成4年葉山町規則第5号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務	町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則（平成4年葉山町規則第5号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
教育委員会	葉山町就学援助に関する要綱による就学援助費の交付に関する事務	教育委員会	葉山町就学援助に関する要綱による就学援助費の交付に関する事務

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
町長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの	町長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者に関する情報であって規則で定めるもの			障害者に関する情報であって規則で定めるもの
町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの	町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税に関する情報であって規則で定めるもの			地方税に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの			介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			障害者自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの	町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの			介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者に関する情報であって規則で定めるもの			障害者に関する情報であって規則で定めるもの
町長	葉山町心身障害者医療費助成規則による心身障害者医療費助成に関する事務であ	地方税に関する情報であって規則で定めるもの	町長	葉山町心身障害者医療費助成規則による心身障害者医療費助成に関する事務であ	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者に関する情報であって規則で定めるもの			障害者に関する情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
	って規則で定めるもの	子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの		って規則で定めるもの	小児の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
町長	葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による重度障害者住宅設備改造の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの	町長	葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による重度障害者住宅設備改造の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの
町長	葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの	町長	葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの
町長	葉山町子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	町長	葉山町小児の医療費の助成に関する条例による小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
町長	葉山町ひとり親家庭	地方税に関する情報であって	町長	葉山町ひとり親家庭	地方税に関する情報であって

改正後			改正前		
	等の医療費助成に関する規則によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務	規則で定めるもの		等の医療費助成に関する規則によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務	規則で定めるもの
	であること	障害者に関する情報であって規則で定めるもの		であること	障害者に関する情報であって規則で定めるもの
	であること	子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの		であること	小児の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの